

制定適用 2007年01月01日

継続承認 2010年01月01日

# 規 約

「ハイエンドショウトウキョウ」催事、開催、運営に関して

## 第一章 総則

### 第1条 【名称】

本催事は「ハイエンドショウトウキョウ」と言う。開催にあたり名称の後に西暦年号を併記する場合がある。

### 第2条 【趣旨】

「ハイエンドショウトウキョウ」はピュアオーディオ製品及び関連の機器を主体に、催事を媒介として普及と発展を図る事を趣旨とする。

(1項)「ハイエンドショウトウキョウ」は非営利任意団体とする。

(2項)「ハイエンドショウトウキョウ」の催事開催にあたり、事務局を設置し、幹事長及び幹事をおく。ただし、事務局は幹事長所在地である必要はない。

### 第3条 【事務局】

「ハイエンドショウトウキョウ」は催事の円滑な運営を図るため、任意の場所に事務局をおく。

### 第4条 【人事】

「ハイエンドショウトウキョウ」は催事の円滑な運営を図るため、以下の人員をおく。

幹事長 1名

幹 事 5名程度

幹事より、事務局、広報、運営、書記、会計、会計監査を定める

幹事長及び幹事の任期は1ヶ年で任期はその年度の01月01日より12月31日までとする。幹事長は、全体総会の2/3の同意を得て着任する。但し再任を防げない。その他の幹事は幹事長が任命する。

### 第5条 【出展社】

「ハイエンドショウトウキョウ」の出展社は、規定の申込書を提出し、かつ、出展費を支払った法人、個人とする。出展の可否は幹事長の権限とする。出展の取り止めは幹事会で了承された以外は認めない。

#### 第6条 【全体総会】

出展社は、全体総会に出席する義務が生じる。但し、欠席の場合は、決定事項に不服を申し立てられない。全体総会成立の出席者数に制限は設けない。

幹事長の指示した、場所、日時にて、催事開催前、開催後の年最低二度実施する。

#### 第7条 【規約変更】

規約は必要に応じて変更できるが、幹事長が規約変更の議案にて招集し出席した幹事の1/2以上の賛成を必要とする。欠席の幹事は委任状を提出する。

#### 第8条 【その他】

その他については、その都度、幹事会にはかる。

## 第二章 催事

### 第1条 【開催】

「ハイエンドショウトウキョウ」の名称にて、首都圏にて、年一度以上、2日から3日間開催する。

### 第2条 【心得】

「ハイエンドショウトウキョウ」は以下の5項目を前提に開催する。

- (1)催事運営は幹事長、幹事を中心に出展社の相互協力で行う。
- (2)会場予約条件、会場使用条件、搬入搬出条件など、出展費のみでの運営のため、経済的、物理的制約下で運営される。
- (3)催事運営費、会場費は実費主義にて行う。
- (4)会場管理体制は出展社全体で組織し、責任は連帯する。
- (5)出展社個別の展示場所では、各社が個別に管理を整え、事故等には個別の責任を持って対処する。

上記5項目を理解して、相互理解、互助ある出展社であることを絶対条件とする。

### 第3条 【出展費】

都度、幹事会にて決定する。出展費は原則返金しない。但し、詳細を出展申込書に記載する。

### 第4条 【会場】

都度、幹事会にて決定する。

### 第5条 【開催中止にともなう免責】

地震、火災、台風などの天変地異、テロ、犯罪者による妨害などにより、やむ得ない不可抗力での催事開催が中止、一部中止、延期されることがある。中止の場合は、出展料よりそれまでに掛かった必要経費を差し引いて返金する。これ以外に出展社側に発生した経費は保証しない。

### 第7条 【物販】

催事中に来場者に対して個別販売は認めない。販売については、都度、定める。

### 第8条 【デモ機材】

自社製品以外のデモ機材について、出展社の製品を使うことを基本とする。それ以外の製品を利用する場合、その製品の広告活動を認めない。

### 第9条 【規約に明記なき事項】

本規約に明記なく、原則外で発生する事項については、幹事にて検討の上決定、実行する。

以上